

届けよう あなたの思い 国政に

参議院議員通常選挙



投票日 7月21日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

あなたが政治の主役になる選挙です。棄権せずに投票しましょう。

なお、参議院議員通常選挙は、選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙の2票制です。

投票できる人

今回の選挙に用いる選挙人名簿は、平成25年7月3日現在の名簿です。

◇年齢 平成5年7月22日以前に生まれた人

◇住所 平成25年4月3日までに住民票が作成された人
または転入届をし、引き続き住民基本台帳に記録されている人

◇市内転居した人 平成25年6月21日以降に市内で住所を移した人は、前の住所地の投票所で投票することになります。

期日前投票・不在者投票

投票日に仕事、旅行、用務などで投票所へ行けない人、そのほか法で定められた事由に該当する人は、期日前投票または不在者投票をすることができます。

1 期日前投票所での期日前投票

期日前投票をすることができる期間は、つぎのとおりです。期日前投票をする際には、選挙通知書を持参して手続をしてください(選挙通知書が届いてい

ない場合でも、期日前投票所でその旨を申し出ていただくこと投票できます)。

①期間 7月5日(金)から7月20日(土)まで

②時間 午前8時30分から午後8時まで

③場所 市役所1階 131会議室(東玄関横)

2 選挙管理委員会事務局で不在者投票

選挙期日(7月21日)には選挙権を有することとなる

が、選挙期日前には選挙権を有していない人(例えば選挙期日には20歳を迎えるが、選挙期日前には未だ19歳の

人など)については、期日前投票をすることはできません

が、選挙管理委員会事務局(市役所4階)に設置する不在者投票記載所で不在者投票をすることができます。

3 他の市町村での不在者投票

出張、旅行などで投票日まで他の市町村に滞在する場合は、選挙管理委員会へ投票用紙を請求し、滞在地の市町村の選挙管理委員会

で投票することができます。

※不在者投票用紙等交付請求書は、市ホームページよりダウンロードできます。

【天理市↓「暮らし」の「申請書ダウンロード」↓「選挙管理委員会事務局」「不在者投票用紙等交付請求書」

投票

病院や老人ホームなどで、不在者投票施設として指定された施設に入院・入所している人は、その施設で不在者投票ができます。

5 郵便等による不在者投票
身体に重度の障害がある人(法令に定める一定の障害の程度にある人に限る)は、自宅などで郵便等による不在者投票をすることができます。この制度を利用するには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受け、投票日の4日前(7月17日)までに投票用紙などを請求しなければなりません。

なお、自ら投票の記載を

※詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。